

地域による共同的な林野管理制度としての財産区 —2007年悉皆調査に見る設置現況と平成の市町村合併の影響—

○齋藤暖生(総合地球環境学研究所)・山下詠子(東京大院)・浅井美香(一橋大院)・泉留維(専修大)

課題と方法

財産区制度は、林野等の財産をめぐって旧来より地域で共同的な利用・管理を行ってきた組織に特別地方公共団体として法人格を持たせ、当該財産の所有を認めるものである。この制度は、地域による主体的な資源管理の存在を基礎とする一方で公的なコントロールを受けやすい、という二面的な性格を持ち、林野管理制度を考察する上で興味深い。また、財産区は主に市町村の合併時に設置することができ、明治・昭和の大合併時に多くの財産区が設置されてきた。平成の大合併に際しても、その動向が着目される。本報告は、山林、保安林、原野のいずれかを保有する財産区を林野財産区とし、その現況と平成の大合併の影響に関する基礎的情報を示すことを課題とする。

特別区を含む全国 1,827 自治体に対して郵送によるアンケート調査をおこなった。送付は2007年3月1日付けとし、財産区の現況は同年3月31日時点のものを問うた。

結果と分析

2007年10月11日現在、1,789自治体(回収率97.9%)から回答を得た。これらのうち、財産区を設置する自治体は439(24.0%)、財産区の数は3,543である。これら自治体の9割にあたる398で林野財産区が存在する。林野財産区の数は2,208であり、財産の種別について明記のある回答に占める割合は、65.4%である。右の図に示すように、林野財産区の設置は地域的に偏在している。

財産区の設置時期をみると、昭和の大合併以前に設置された財産区は45.8%、以降に設置された財産区は54.2%(有効回答2,878)である。これに対し、林野財産区の場合、前者は33.3%、後者は66.7%(有効回答1,969)である。

平成に入ってから財産区の動向をみると、大きな動きとして、財産区の解散、新設があった。解散した財産区は70あるが、これらのうち財産の種別が明らかな67すべてが林野財産区である。市町村合併が契機となった解散は32でしかなく、方針変更を理由とするものが39ある。合併を契機として新設された財産区は59あり、これらのうち58が林野財産区である。ここでは、山梨県が30の新設と目立つ。

まとめと今後の課題

財産区制度の中で林野財産区はその主たる構成要素であり、地域的に偏在しつつも、今なお多く存在する。平成の大合併に際しての財産区新設はごく低調だったが、林野財産区に関しては多くの新設があった。一方で、多くの財産区が解散したのも林野財産区の特徴である。今後、今後の合併で動きのあった林野財産区について、実際の運営状況に基づいた考察を行うことが課題となる。

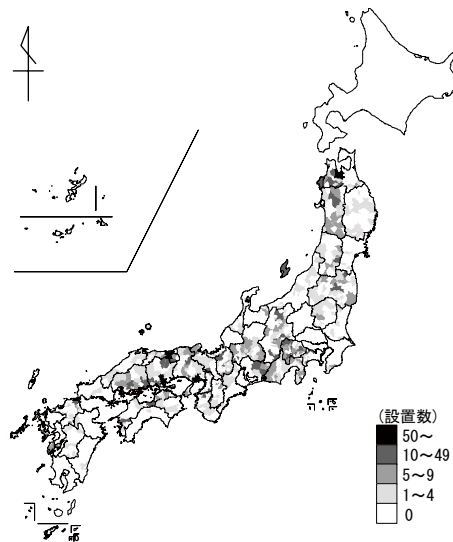


図 市町村別林野財産区設置数の分布

(連絡先: 齋藤暖生 haruo@chikyu.ac.jp)